

- 奈良県住生活基本計画改定案のパブリックコメントに先立ち、庁内、市町村、関係団体(12団体)に意見照会(令和3年9月30日～10月13日)
- 主な意見と本文への反映状況については下記のとおり
- なお、パブリックコメント(令和3年11月1日～30日)に対する意見の提出は無かった

意見照会でいただいた主なご意見と対応内容(抜粋)

| 記載箇所 | ページ番号 | 意見 | 対応内容 |
|---------------------|-------|---|--|
| 1章 -1 計画の目的 | P1 | 一般的に「住まいまちづくり」という用語に馴染みがなく、意味を理解できないと考えられるため、「 <u>住まいまちづくり</u> 」の言葉の定義を追記されたい | 「本計画は、本県の住まいと住まいを取り巻く住環境が、人口減少や少子高齢化の進展により厳しさを増す中で、奈良県民の暮らしの基盤である住まいと住まいを取り巻く住環境(まちづくり)を一体的に捉えた、豊かな「 <u>住まいまちづくり</u> 」を実現するための…(略)」に修正 |
| 2章 -2 -④ | P14 | 全国的に事業者と連携したエリアマネジメントや住宅地再生が進んでおり、奈良県内でも今後同様の取り組みを推進すべきであると <u>考えられるため、鉄道事業者や開発事業者等との連携の必要性も追記されたい</u> | 施策の基本的方向についての記載(P21「④地域コミュニティ活動の促進」)において、「 <u>基礎自治体である市町村と連携し</u> 」を「 <u>基礎自治体である市町村や開発事業者等と連携し</u> 」に修正 |
| 3章3-3 -(1) -② | P29 | <u>高齢者の徘徊や大声を出すといった入居中の近隣トラブルも発生しており、親族への連絡が望めないケースで孤独死や認知症が発生した時に、貸主を守ってあげられる体制の整備があれば、貸主の不安解消に繋がると考えられる</u> | P34「 <u>賃貸借契約をめぐる紛争の防止</u> 」(3-4(1)③)の本文中において、 <u>賃貸住宅のトラブルの例示の一つに、“近隣関係”を追記</u> |
| 3章3-4 -(1) -③ | P34 | 近年、 <u>預かり金を巡るトラブルも多くみられるため、「賃貸住宅の退去時の原状回復や、入居中の修繕を巡るトラブルが増加しています。」を「賃貸住宅の入居申込時の預り金、入居中の修繕、退去時の原状回復を巡るトラブルが見受けられます。」に変更されたい</u> | 意見のとおり修正 |